

貿易ルールと「安全性問題」：米欧間紛争を中心に\*

山川俊和

一橋大学大学院経済学研究科博士課程 mail:ed052004@srv.cc.hit-u.ac.jp

（目次）

- 1.はじめに
- 2.アプローチ  
背景  
「環境と貿易」への政治経済学的アプローチと「安全性問題」
- 3.グローバル化と食品安全性問題：WTO 体制  
問題構図  
SPS 協定  
ハーモナイゼーション
- 4.貿易ルールの設定をめぐる米欧間紛争：牛肉ホルモンケース  
ホルモンケースの経緯と論点
- 5.おわりに

1. はじめに

これほどまでに「安全性(Safety)」が日々の報道を賑わしたことがあつたらうか。様々な領域において「安全性」が問われ、もはや現代の重要なキーワードであるといつてよいだろう。とりわけ感染症やバイオテクノロジー利用など、農業・食料分野に由来する「安全性問題」に、世界の注目が集まっている（フレイヴァン編[2005]）<sup>1</sup>。この新たな政策課題に取り組む必要がある。

さて、「安全性問題」は、大きく「人体」への影響（食品安全性(Food Safety)問題）と、環境への（エコロジー的な）影響（環境安全性(Ecological Safety)問題）に分けられる（山

---

\*本稿は国際経済学会関東支部総会（2006年7月15日、於：法政大学）において報告した「貿易紛争と『安全性』問題」を加筆・修正したものである。貴重なコメントを賜った松村文武（大東文化大学）、櫻井公人（立教大学）、矢野修一（高崎経済大学）、宮田剛志（東京大学）の各氏に感謝する。もちろん全ての誤りは、筆者に帰する。

<sup>1</sup> 「安全性」という概念は、「リスク;Risk」の対概念として用いられることが多い。中西[2004]によれば「リスク」とは、人が避けたいと思う事柄（これは「エンドポイント」と呼ばれる）の生起確率である。例えば BSE 問題の「リスク」とは、異常プリオンを持った牛（BSE 牛）を食べたこと（危害要因）によって起きる変異型クロイツフェルトヤコブ病（エンドポイント）の生起確率となる。リスク分析は、規制の是非を経済効率性の観点から検討できる点で重要な意義を有している。しかし、リスク分析において暗に前提とされている「リスク間比較」（例えば BSE のリスクは自動車事故のリスクよりも低いため、是認できるといった議論）をどのように考えるかについては、検討の余地がある。また、「リスク」の段階をめぐる問題もある。寺西[1997]は、環境問題の質的な変化として、被害の「不可視性」を指摘している。そこでは、結果としての「ダメージ;Damage」のレベルだけでなく、そこに帰結する可能性をもった「リスク」のレベル、さらには「リスク」さえも必ずしも明確に特定できないような「エフェクト;Effect」のレベルをも含めて、多様な質的内容をもった諸被害について真剣に考慮しなければならないことが述べられている。これら「安全性」と「リスク」についての基礎的・概念的な検討は、先行研究の批判的吟味と合わせて、別稿を期したい。

川[2006])。本稿で主たる対象となるのは、前者の貿易財としての食品が人体に与える影響＝「食品安全性問題」である。

国際貿易システム、とりわけ WTO 体制下における貿易政策の論点として、労働や投資、そして環境問題といった、「非貿易的関心事項<sup>2)</sup>」をどのように扱うべきか、という問題がある。安全性問題も「非貿易的関心事項」の一つのイシューである。

安全性問題と農産物・食品貿易をめぐる国際的状況に現状に眼をやると、「疑わしきは罰せず」を基本スタンスとしながら自由貿易の推進をはかるアメリカから農産物・食料輸出国と、「予防原則 (Precautionary Principle)」を基本的なアプローチとしながら貿易政策と安全性問題を調整しようとする欧州連合 (EU) の対立が顕著である<sup>3)</sup>。この対立は、特定の化学物質や添加物を使用した財や、遺伝子組み換え (GM) 作物・食品といった「安全性」が疑問視されている財の貿易について、いかに財の移動をコントロールすればよいか、そのための「貿易ルール<sup>4)</sup>」はいかに設定すべきか、という論点を含意している。

中本[1999]において指摘されているように、元来、通商・貿易政策研究とは学際的な研究課題である。「貿易ルールと安全性問題」もまた、多様な学問的背景からのアプローチが展開されている<sup>5)</sup>。本稿では、現実の WTO 体制、国際貿易、グローバルな環境問題、(食品) 安全性問題に対する「政治経済学的アプローチ」の展開を試みる。本稿の課題は、①貿易ルールと「安全性問題」への「アプローチ」について、議論の整理を行いながら基礎的な検討を行うこと、②WTO 体制の構造と具体的な紛争事例をみることで、論点の確認と貿易ルールへの含意を析出すること、以上 2 点である。

本稿の構成は次の通り。2 では、問題へのアプローチについて、「環境と貿易」の議論と関連付けながらその特徴を述べる。3 では、WTO 体制下の「食品安全性」をめぐる「問題構造」を確認する。4 では、「安全性問題」をめぐる米欧間紛争 (牛肉ホルモンケース) を EU サイドの「リスク評価」のプロセスに焦点を当てながら検討する。最後に議論をまとめ、今後の課題を示す。

## 2. アプローチ

### 背景

国際貿易をめぐっては、「自由貿易 (Free Trade)」と「保護(貿易)主義 (Protectionism)」という政策思想の対抗関係 (「自由か保護か」という二分法) が、しばしば議論される。ただ、

<sup>2)</sup> 「貿易と・・・」として表現されることが多い。非貿易的関心事項については、小寺[2002]。

<sup>3)</sup> 「予防原則」については、さしあたり藤岡[2005]を参照。また、櫻井公人は国際政治経済学の立場から、ルールや文化的相違に起因して、国際的な摩擦が生じる可能性を指摘している。「どんな商品でも取引してよいわけではないとすれば、何を排除すべきかなどルール面 で文化的相違などを反映した摩擦を生む可能性がある。遺伝子組換え作物やある種の化学物質など保健衛生や健康に関わる問題に対し、ヨーロッパでは疑わしきは不可とする原則が支配的であるのに対して、アメリカでは明示的に禁止されるまでは可とする原則が支配的であるように見える。このように困難な作業を経たうえで取引所や市場が信頼を得て参加者に便宜を提供する限り「胴元」としての収入は安定し、もうけも正当化されるだろう (櫻井[2004])」

<sup>4)</sup> 本稿における「貿易ルール」とは、GATT/WTO 協定、そしてアメリカ通商法などの各国内ルール、そして京都議定書やパーゼル条約といった多国間環境協定(MEA)などの、貿易と関係する諸ルールを指す。

<sup>5)</sup> 「貿易ルールと安全性問題」の研究は、近年スタートしたばかりである。まとまった文献としては、議論の包括的な整理を行ったジョスリング他[2005]、岩田[2004]。GM 作物については、立川・藤岡編[2006]。そして、個別の「食品安全性問題」についての国際経済学からのアプローチとしては Buzby (ed) [2003]。また、政治学・行政学の立場から接近した Ansell and Vogel[2006]もある。判例解釈を含め法学からのアプローチは数多い (例えば国際経済法学会[2001]など)。

現実の貿易政策をその二分法のみで説明することは難しい。「年代（政治的指導者）や貿易相手、（比較優位を反映した）産業構造などに起因して、さまざまな組み合わせのもとに、貿易政策は実行されており、そのプロセスは複雑である<sup>6</sup>。

また、ITO 構想→GATT 設立→WTO 体制という国際貿易システムの変遷は、「貿易ルール」をめぐる政治経済的利害調整の歴史であるともいえる。ドーハ開発ラウンド交渉の今日行き詰まりや FTA 交渉においても顕著なように、利害調整プロセスは、ますますその困難さを高めていると思われる。

WTO 体制下の国際貿易は自由貿易の進展を「一応の」原則としている。しかし、「非貿易的関心事項」問題の台頭にも起因して、貿易政策・貿易ルールの対象はさらなる広がりをもたらざるをえず、利害調整プロセスもまた複雑化している。自由貿易原則の貫徹が事実上難しくなりつつある状況ともいえる。かくして、様々なルールによって調整されながら進む WTO 体制下の国際貿易は、まさに“rule-based trade”（Sampson[2001]）の状況を呈している。「環境と貿易」はその典型とってよい<sup>7</sup>。

### 「環境と貿易」への政治経済学的アプローチと「安全性問題」

1980 年代以降、環境保護を理由とした貿易制限、そして環境保護を理由とした WTO 紛争処理メカニズムの利用が発生したことを契機とし、国際経済学、国際（経済・環境）法、あるいは NGO・市民運動論を含め様々な角度からアプローチがなされ、「環境と貿易」という研究領域を形成するまでに至っている<sup>8</sup>。

「環境と貿易」に対してはとりわけ経済学・法学からのアプローチが盛んである。ただ、経済学アプローチといっても、伝統的な国際貿易論の応用的な理論・実証研究（数は理論に比してかなり少ない）が多数を占めており、現実の法制度と政治経済構造を踏まえた「環境と貿易」に対する政策論的アプローチの展開は、まだこれからといった状況であると思われる<sup>9</sup>。なお、このアプローチについては、Rao[2000]、天野[2003]、小島[2003]などが参考になる。

「環境と貿易」をめぐる政策論的争点として、例えば Martin[2001]は、GATT20 条〔一般の例外〕と多国間環境協定との関係、環境に係する「PPMs<sup>10</sup>」の問題、予防原則のより広い範囲の適応に関する問題を挙げている。これら政策的争点における共通の論点として、「（環

---

<sup>6</sup> 中本[1999]はアメリカの通商政策の変遷を政治経済学的な観点から論じている。

<sup>7</sup> 「環境と貿易」（あるいは食品安全性）をめぐるのは、「自由貿易と環境保護」をトレード・オフとみる議論が通説となっているような向きもある。議論の方向としては、環境政策と貿易政策をいかに「統合」していくかという相互支援の可能性について議論する必要があるだろう。WTO 自身もマラケシュ協定の前文で、1992 年のリオサミットを受け、“Sustainable Development”を達成することを自らの目的として謳っているが、WTO 自体の運用や具体的なルールのあり方についてのコンセンサスは確定していない。それゆえ、「ルール」のあり方についての考察という本稿の主張が重要となってくるのである。

<sup>8</sup> 「環境と貿易」についての多様なアプローチと論点については、Esty[2001]をみられたい。

<sup>9</sup> しかし、その需要がないのでは決していない。経済学アプローチによる最も優れたサーベイ論文の一つと考えられる Rausher[2005]も、Grossman and Helpman[1994]を嚆矢とする「内生的貿易政策論」の問題点を挙げながら、「環境と貿易」に対する政治経済学的研究の重要性が指摘している。

<sup>10</sup> PPMs とは「Processes and Production Methods」の略語である。PPMs の違いが最終財の性質に影響を及ぼさない（非産品関連 PPMs）場合は、PPMs の違いを理由に貿易制限を行うことは、WTO ルール（TBT 協定）のもとでは基本的に禁止されている。いわゆる「同種の産品（like product）」問題である。例えば後に触れる成長ホルモン牛肉の場合は、PPMs の違いが最終財の性質に影響を与えるため「産品関連 PPMs」となる。産品関連 PPMs の場合は、差別化に関して WTO の中でもある程度コンセンサスが得られている（平[2004]参照）。

境) 保護か保護主義か」という点を指摘することができる。

周知の通り WTO 体制においては、(GATT 時代よりも整備された)「紛争解決処理システム<sup>11</sup>」によって、「環境保護」目的で採用された措置(ex.輸入禁止)が、環境を隠れ蓑にした「保護主義」(偽装された制限)ではないかが、判定される<sup>12</sup>。本稿の主題である食品の安全性確保を目的とした措置も同様に、「保護か保護主義か」を重要な争点としている。

この点に関連し、新たな問題の整理と国際貿易システムの行方に対して政治経済学からの問題提起を行ったのは、寺西俊一である。

寺西は、アダム・スミス、デイビット・リカードら古典派の自由貿易論に対抗するドイツ歴史学派の祖フリードリッヒ・リストによる保護貿易論の展開を念頭に置きながら、「環境と貿易」をめぐる構図を、「自由貿易の利益」論(国際的強者にとって有利に働く国際ナショナル・インタレストに基礎をおく主張)、「保護貿易の利益」論(国際的弱者の立場から出てくるナショナル・インタレストに基礎をおく主張)、そして「環境保全の利益」論(グローバルなレベルおよびリージョナルなレベルでのコモン・インタレストに基礎をおいた主張)の「利益」をめぐる「三つどもえの対抗」として整理している(寺西[1992:127-133])。そして、「環境保全の利益」がより高次の利益として位置づけられ、新自由主義的グローバリズムの原理とは異なった「開かれた地域主義」の原理に基づいた環境保全型国際経済秩序の構築という問題提起がなされている。

「環境と貿易」をめぐるのは、いわゆる「産業利益」をベースとした貿易政策思想の対抗関係を超越する必要があると思われる。つまり、環境保護のための措置(あるいは環境政策)を、国際貿易の文脈の中で明示的に位置づける作業が必要となる。しかし、あらゆる政策を「環境のため」として、無批判に受け入れることもまた、「保護主義」の温床となりうるのであって、その評価を行っていかなければならない。

かくして政治経済学のアプローチは、措置をめぐる国際的なコンフリクト、特に貿易ルールの設定に潜む利害構造の分析(スーザン・ストレンジの言葉を借りれば「誰が得をして、誰が損をするのか」)、そして、そのコンフリクトにおける「環境保全の利益」とはいかなる性質であるかを明らかにすることを、特徴とする。その構造分析から、新たなルールメイクへの含意を導くことが求められる。もちろん、このアプローチをとる場合、「貿易ルール」の法学的背景に目配りし、法制度を把握しておく必要がある。その意味で、学際的な性格を帯びているといつてよい。

以下では、貿易ルールと「安全性」問題について、具体的なケースを検討していく。基本的な問題構図は「(食品)安全性問題」についても同様である。ただ、「環境と貿易」をめぐる

---

<sup>11</sup> ある貿易措置が WTO 規定上で許容されるか否かは、「紛争解決機関」(Dispute Settlement Body :DSB)において判断される。DSB は WTO の組織上は一般理事会の一部である。また、WTO の紛争解決手続きを規律するルールは、「紛争解決に係る規則及び手段に関する了解」(Understanding on Rules and Procedures Governing the Settlement of Disputes: DSU)であり、WTO 協定の付属書 2 がこれに該当する。パネル報告(第 1 審)の判断に不服がある当事者は、上級委員会(Appellate Body)に上訴できる。上級委員会はパネルの行った法的判断を審査し、これに協定解釈の誤りがある場合にはその判断を覆して、独自の法的判断を示すことができる。ただし、上級委員会はパネルの行った法的判断のみを審査するものであり、事実について再調査することはできない。パネル報告の内容の一部が上級委員会によって覆された場合には、上級委員会報告によって覆されなかった部分がパネル報告として採択される。その内容の全てが覆された場合には、上級委員会報告のみが採択されることになる。

<sup>12</sup> どのような措置ならば経済学的に正当化できるか(あるいは否か)、また立法論的にどうかについては、今なお決着に至っていない。経済学からの整理としては、さしあたり Bhagwati[2000]、法制度論的な整理としては平[2004]を参照されたい。

る議論が主として生産（あるいは廃棄）局面での問題であるのに対し、食品安全性問題は、貿易財自体に外部性が存在している点に注意する必要がある。また、WTO 内に付属協定として「安全性問題」を対処する協定（SPS 協定）が存在していることもまた、貿易ルールとしての大きな特徴であろう。貿易の直接的な輸入制限（Import ban）を認めている数少ない協定でもある。

### 3. グローバル化と食品安全性問題：WTO 体制 問題構図

現代の農業・食料問題の主たるアクターは多国籍アグリビジネス（Agribusiness）である。食料、農業問題に起因して、人体および環境への安全性が問われる背景には、「農業の工業化」と「流通のグローバル化」があるといつてよい（同様の指摘として、田代[2003:154-155]<sup>13</sup>）。

日本におけるかつての食品・製品公害のように、安全性問題は基本的に国内問題であった。しかし、国際政治経済の相互依存関係が深化することによって、鋭く国際問題となる。

（第 1 図）

第 1 図は、国際的な局面からみた衛生検疫措置をめぐる問題の構図を記している。後述する WTO/SPS 協定に定められたルール下での衛生検疫措置の対象は、人間が食料を消費した場合に毒素、病原体、化学残留物などによって影響を受ける「①人体へのリスク（食品安全性問題）」と病気・寄生虫・外来種などが環境に放出された場合の「②動植物（生態系）へのリスク（環境安全性問題）」、これら二つの問題である<sup>14</sup>。

SPS 措置の方法や規制水準は消費量のような物理的な要因に加え、文化的・歴史的・心理的要因などによって、各国間で異なっている。貿易相手国の SPS 措置の水準次第で、輸入サイドにおける人体および動植物へのリスクの水準も変化する。国際交渉上の論点は、国家（レジーム）間の SPS 措置の多様性をどこまで許容するかという点にある。

この点について、第 1 図を用いて説明する。A 国と B 国は貿易関係にあり、B 国が輸出国である場合を考える。必然的に①と②は「輸入サイド」の問題となる。B 国が A 国と自国との SPS 措置の差異、および SPS 措置の内容や水準を理由とする貿易政策による対応（B 国財の輸入停止など）を、非関税の貿易障壁として認識することが想定される。SPS 措置は国際交渉の対象となり、交渉の推移次第では貿易紛争の様相を呈してくる。

現在、食品・農産物貿易における安全性問題、特に貿易ルールをめぐる紛争は米欧間で激しい。「疑わしきは罰せず」を基本スタンスとしながら自由貿易の推進をはかるアメリカら農産品・食料輸出国と、「予防原則」を基本的なスタンスとしながら、貿易と安全性の調整をは

<sup>13</sup> 農業生産の効率化を目指しアグリビジネスは、家畜の飼料改革や成長薬品の投与、GM 技術のようなバイオテクノロジー利用を行ってきた。中野[1998: 1-3]によれば、アグリビジネスの一般的特徴のひとつとして、科学技術が農業に応用され、農業生産と工業生産の境界が次第に融解していることが挙げられる。アグリビジネスによって進められている世界の主要農産物の輸出量／総額（2002 年）は、2 億 6134 万 5 千トン／4 兆 4208 億 3900 万ドルである（千葉[2004]）。食品・農産物貿易の拡大、流通の世界的な展開は、SPS 協定の国際的差異に焦点が当たる機会を増加させる。「農業の工業化」とも関係し、長距離間の移動を可能にする加工（ポスト・ハーベスト農薬など）が行われる。また、将来的な環境負荷を増加させるものとして、輸送距離が伸びたことに起因するエネルギー消費量増加の問題が指摘できる。グローバル化の下での環境負荷や安全性問題をめぐる構図や議論の整理については、山川[2006]。

<sup>14</sup> 後者（特に GMO, LMO）について重要な法制度が「カルタヘナ議定書」である。GMO, LMO 貿易制限を認め、独自の貿易ルールを規定するこの協定には、京都議定書と同じくアメリカは加盟しておらず、規制レジームの非対称性や WTO ルールとの「優先順位問題」が存在する。この問題に対する、国際政治経済学からの接近の可能性を論じたものとして、渡部[2003]。

かる EU との対立が顕著である。

## SPS 協定

食品・農産物にかかる衛生・検疫上の措置は WTO において「衛生植物検疫 (Sanitary and Phytosanitary : SPS) 措置」と呼ばれている。SPS 措置に関する貿易ルールを定めた協定が、GATT・ウルグアイラウンド (1986~1994 年) にて締結された、「衛生植物検疫措置の適用に関する (SPS) 協定」である。SPS 措置に関する問題はすでに 1947 年に定められた一般的例外(b および d 項)において考慮されていたが、独立の協定としては、GATT・東京ラウンド (1973~79 年) で設けられた「貿易の技術的障害に関する (TBT) 協定」の一部として存在していた。スタンダード・コードと呼ばれていたこの TBT 協定は、「食品の安全性、動物および植物の健康 (health) に関する手法」もカバーする協定であった。そして UR 以後、TBT 協定は書き直され、新たな TBT 協定と SPS 協定として、1995 年 1 月以降農業協定と共に効力を発揮する。

さて、SPS 措置の範囲は WTO 加盟国の政府が設ける国内ルールのうち、関連あるすべての法令、要件および手続き、「最終産品 (final product)」および「生産工程 (PPMs)」、「試験、検査、認証および承認手続き」、「検疫」、「リスクアセスメントの方法に関する規則」、「食品の安全に関わる包装やラベルの表示」を含むとされる。SPS 協定は、「人間、動物、植物の生命と健康 (life and health)」の保護が必要となった時、加盟メンバーに国際貿易を制限する権利を認めている。具体的には、以下の事象 (①「食品由来のリスクに起因する人間および動物の健康」、②「動植物によって媒介される病気による人間の健康」、③「疫病および伝染病から動植物」④「疫病によって生じる損害から国家 (国民)」) を保護するための全ての措置 (最終財から包装やラベリングまで) をカバーしている。また、これらの措置は、国際基準 [国連食糧農業機関 (FAO) と世界保健機構 (WHO) の共同設置機関であるコーデックス委員会 (Codex Alimentarius Commission)、国際獣疫事務局 (OIE)、国際植物防疫事務局 (IPCC)] (これらを「コーデックス」体制と呼ぶ) に基づいていけば、SPS 協定と整合的とみなされる。

## ハーモナイゼーション

現在、GM 作物の国際的な規制のあり方、輸入再開をめぐる (北米産) 牛肉の安全性問題などでも議論されているように、SPS 協定が特に重要な意味を有するのは、国際的な SPS 措置の差異と調和化 (「ハーモナイゼーション<sup>15)</sup>) に関する問題である。

上で述べたように、SPS 措置は通常、措置の水準、政策の内容が各国で異なり、また価値観や消費者の感度など様々な差異が存在することは想像に難くない。しかし、国際貿易のパートナーで有り続ける以上、国家間での SPS 措置を「揃える」必要が生じる<sup>16)</sup>。ただ、基準や措置を常に「同一<sup>17)</sup>」にすることが求められているのではなく、貿易相手国間で妥協点が

---

<sup>15</sup> ハーモナイゼーションに関する包括的な整理を行った研究として、Leebron[1996]。SPS 措置のハーモナイゼーションと WTO 体制の関係については久野[2002:ch5]、山川[2005b]も参照されたい。

<sup>16</sup> Henson and Caswell[1999]は、国際的な SPS 措置を以下の三段階に分けられるとする。第 1 に「同等 (equivalent)」、第 2 に「相互承認 (mutual recognition)」、第 3 に「ハーモナイゼーション (harmonization)」である。

<sup>17</sup> SPS 規制の最適水準は、消費量などの条件によって異なるため、国家 (あるいは EU のような超国家的

見いだされれば、「相互承認」という形で問題は一応解決する。どちらにせよ、何らかのルールに基づいて貿易をコントロールしなければならない。

ただし現実では、「措置の差異と調和化」を合意することは簡単ではなく、国際的な紛争の原因となっている。1995年から2003年の間において、150回を超えるSPS委員会会合が開催されている。また、これまでWTOの公式手続きのもと、SPS協定に関してパネルそして上級委員会で4つの問題が争われている<sup>18</sup>。

SPS協定では、3条1項(国際基準へのハーモナイゼーション)を中心に考慮されている。なお、SPS措置のハーモナイゼーションの経済的な意義は「国際基準およびガイドラインの採用を通じて輸出者が満たさなければならない基準の数を減らすことにより、貿易を容易にすること(Stanton[2004])」にあるとされる。加えて、旧式の規制方法など様々な非合理的規制が残存していることによって国際貿易上の歪みを除去し、貿易の拡大(および一層の効率化・規模の経済)を達成することに寄与すると考えられる(山川[2005b])。

SPS協定におけるハーモナイゼーションの規定は以下のように整理できる。まず、検疫措置に関する国際的な基準がある場合には加盟国の措置がそれに合致する時はGATTおよびSPS協定との適合性が推定される(第3条2項)。また、加盟国は自国の措置をできるだけ広範囲に調和させるために国際的な基準に基づくようにし(第3条1項)、科学的に正当な理由(Scientific Evidence)がある場合には国際的な基準(コーデックス委員会基準および関連機関の策定した基準)より高いレベルの保護の水準をもたらす措置を導入・維持できる(第3条3項)。関連する科学的証拠が不十分な場合、関連する国際機関からの入手可能な情報に基づき暫定的にSPS措置をとることができる(第5条7項)(山下[2004:218-219])。

今の整理からも分かるように、SPS協定により、コーデックス基準は「国際基準」としての地位を与えられている。コーデックス委員会は、元来自国で基準を策定できない途上国向けに基準を策定する機関であったことや、構成メンバーがビジネス的な利害関係から独立していない多国籍企業関係者や官僚が多く参加していること、そして、輸出国主導で基準が決定されることなどを論拠に、コーデックスおよび関係諸機関の策定する基準は往々にして低い水準にとどまる傾向にある、という指摘が主としてNGO、消費者団体からなされる(ナタリー・アヴェリィ他[1993];神山他[1992])。この種の議論は、評価が難しい。

WTO協定は各国に対し、(人体および動植物の)健康保護のための措置の水準を自ら決定できる権利を有していることを認めている(コーデックス基準よりも高い措置を選択することは、法律上可能である)。ただしその場合、恣意的かつ不当な差別的待遇や貿易阻害的措置でないことを前提とし、科学的証拠(scientific evidence)を明示したリスク評価(risk assessment)に基づかなければならないことが義務づけられている<sup>19</sup>。

---

なレジーム)間でのSPS措置の「ハーモナイゼーション(この場合、基準それ自体を同一にすることを指す)」は過大あるいは過小な規制を生じさせてしまう可能性がある(Josling et al[2004])。環境基準および環境政策のハーモナイゼーションについては、Bhagwati and Srinivasan[1996]をみよ。

<sup>18</sup> 牛肉ホルモンケース(カナダ・アメリカ→EC):食品の安全性(人体への影響)。サーモンケース(カナダ・アメリカ→オーストラリア):動物の健康。品種別試験ケース・りんご火傷病ケース(アメリカ→日本):植物の健康。なお、アメリカとEUで争われているGM作物をめぐる紛争は、2006年2月に中間報告が発表されているが、最終報告に至っていないため含めていない。これらは、『農林水産政策レビュー』における藤岡典夫の連載(<http://www.primaff.affrc.go.jp/seika/kankou/primaffreview/review.html>、2005、7~)に詳しい。また、「製品安全」の領域としてアスベストの貿易規制のケース(カナダ-フランス)があるが、SPS協定のもとでは争われなかった。

<sup>19</sup> リスク評価の問題が特に争点となったのが、米欧間で今なお争われている「牛肉ホルモンケース」である。このケースについては、次節で詳しくみる。

これまで基準や規制が確立していなかったものを含め、新たな基準・規制は交渉を通じて基本的に多数決で採択される（成長ホルモンや GM 作物の規制方法など）。WTO 自体は各国の主権を尊重する立場を明確にしており、コーデックス体制それ自身が「基準を下げよう」と意図して創設・活動している機関ではない。Stanton[2004]も、あらゆる措置の水準が下方へとハーモナイズされるとは考えにくいであろうと論じている。

しかし、コーデックス基準の策定にあたっては、交渉をいかにリードし、自国の主張の説得性を明らかにするかが重要なファクターとなっている。輸出を促進したい国の利害が色濃く反映されたならば、結果として低い基準が策定される可能性が残ることは否めないだろう。例えば成長ホルモンの場合は、賛成 33、反対 29、棄権 7（国）で採決され、賛成国のほとんどは牛肉輸出国であった。また、基準自体は任意基準であるが、WTO の紛争解決処理システムで援用されることによって、(制裁措置や代償措置により) 実質的な強制力を有する可能性が確認できる。

このことが示唆するように、安全性問題のルールメイクについては「科学」だけでは割り切れない政治経済的要素を見て取れる。国際的な利害関係を抜きにして、安全性問題のルールメイクを捉えることは事実上不可能であるといつてよい<sup>20</sup>。Strange[1982]が、かつて鋭く主張したように、国際レジーム・機関はそれぞれの国にとって政治的・経済的に「中立的」存在ではないといつてよい<sup>21</sup>。

では議論を先に進める前に、ここで「食品安全性問題」に関する国際経済学者の見解を簡単に確認しておきたい<sup>22</sup>。自由貿易論者として著名なバグワティは、(食品としての) 安全性が疑問視されている財の貿易を直接制限するのではなく、消費者に財の性質に関する情報を開示する「ラベリング政策」が有効な政策であると主張する。情報の非対称性を補正し、各個人(消費者) のリスク/便益分析に選択を委ねることで、貿易利益を確保することができるという論理構造である<sup>23</sup>。

ただラベリングといつても、どのような情報の表示が必要なのかによって、議論が大きく異なるだろう。その差異も、貿易紛争の原因となりうる。例えば、EU とアメリカでは食品の GM 含有表示義務は大きく異なっていて、紛争の一つの火種となっている。もちろん、ラベルについてのルールのあり方次第で、(特にアメリカ) 企業には、追加的コストが生じてくるためである。これまでの議論と同様に、権力・利害関係といった政治経済構造の分析がラベルをめぐる必要であろう。もちろんバグワティ自身もそのような紛争が発生すること

---

<sup>20</sup> さらにポイントとして、畜産関係の国際基準を策定する国際獣疫事務局 (OIE) で BSE 関連基準の改正が行われたことが指摘できる。現在 OIE では、BSE リスクが存在する国からの牛肉輸入条件として、「月齢 30 ヶ月以下」・「BSE 感染の事実および疑いのない牛」という要件が課せられている。この基準は既に日本のものよりも緩いが、2006 年 2 月に OIE が提示してきた改定案は、日本などの主張を踏まえて盛り込まれた上の二つの条件を削除するという内容であった。仮に改正案が認められれば、SRM の扱いに注意さえすれば、自由に全ての骨なし牛肉を輸出できることになり、国際基準の更なる規制緩和であろう (議論はまさに現在進行中である)。

<sup>21</sup> 本稿ではコーデックス基準の問題点に言及した。現在も BSE 関連基準緩和提案など問題含みではある。その一方で、OIE が 2005 年 5 月に畜産動物 (愛護) の国際基準を採択したように、「コーデックス体制」に国際的なルールメイクの場としてのポジティブな評価を与えることもできよう。今後、コーデックス体制におけるルールメイクについて、各国の利害構造を射程に入れた政治経済学的アプローチの今後の充実が望まれる。また、共通点が多いと思われる原産地規則制度のルールメイク過程との比較研究も一つの課題であろう。原産地規則の諸問題とその経済分析については、松村・藤川[2004]。

<sup>22</sup> バグワティは安全性問題を含め「非貿易的関心事項」全般に対して新古典派国際貿易論の立場から数多く議論を展開している (Bhagwati[2004;2004=2005],特に環境と貿易については Bhagwati[2000])。

<sup>23</sup> 柔軟性をもたせるために考えられる政策としてバグワティは、損害を被った産業に規制実施国が賠償金を支払うことも有効であると論じている。



を認識している。しかし、基本的な処方箋は「情報を開示せよ」という貿易経済学者流の指摘に留まっており、いかにして、どのような「ルール」を構築するかという政策的視点が、議論から抜け落ちているように思われる。

#### 4. 貿易ルールの設定をめぐる米欧間紛争：牛肉ホルモンケース

自国農産物市場の維持・拡大および自国産業の利益擁護を狙いとして展開された輸出国アメリカの貿易戦略（特に農産物貿易戦略）は「貿易ルールと安全性問題」を考えるにあたり重要である。なぜなら、先述したように「貿易ルールと安全性問題」の多くがアメリカを軸に展開されているからである。

21世紀のアメリカの農産物貿易戦略を千葉典は、「多角的農産物貿易自由化戦略」と呼んでいる。すなわち、「日本、EU、中国などに対しては『不公正貿易』の除去と市場開放を迫り、南北アメリカおよび一部の開発途上国に対しては自由貿易協定による市場の一体化を目指し、将来の輸入国として有望な開発途上国や後発開発途上国に対しては、輸出信用と食料援助を活用して政治的・経済的にアメリカの影響力を強化する。このように相手国によって手法を使い分け、自国産業農産物市場の維持・拡大を狙うことがアメリカの農産物貿易戦略の基本線である（千葉[2004:79]）。

特に EU・日本といった先進国に対してアメリカは、寺西のいうところの「自由貿易の利益論」を展開しながら、自国農産物市場の維持・拡大を図っている。さて、日米の食品の安全性をめぐる国際交渉、貿易紛争のファースト・ケースとして、1970年代の日米貿易摩擦と同時期において発生した柑橘類を対象とする防腐剤の基準を巡る問題が位置づけられる（山川[2005a]）。輸出国アメリカの「自由貿易路線」に基づく貿易促進というアメリカのポジションは、「安全性問題」に関しても70年代から現在まで同一とってよく、例えば日米のBSEと貿易ルールをめぐる争いにも表現されている。

日米BSE紛争では、輸出国であるアメリカは低水準の牛肉にかかるSPS措置（検査体制、月齢評価等）の認可を「対日輸出プログラム」という形で日本に要求してきた。これは、輸出国アメリカからみれば非関税障壁であるSPS措置の引き下げを意図した要求である<sup>24</sup>。そして、SRM（特定危険部位）の混入など、事態のその後の推移は周知の通りだが、米国通商代表部（USTR）の2005年度報告書は、月齢基準をはじめとした日本の牛肉に対するSPS措置を未だに非関税障壁として位置づけており、自国措置の改善を目指すより早期の輸入再開へ議論を進めようとする姿勢を明確にしている<sup>25</sup>。事実、輸入解禁に向けて再び合意されている（2006年7月27日）。

安全性という人々の健康に直結する問題であっても、輸出国アメリカの論理の基本線に変わりはないといえる。さて以下では、WTOの紛争処理システムに持ち込まれたSPS措置の設定をめぐる貿易紛争として、米欧間のホルモン牛肉ケースをみる。そこでは、EUの「保護」へのアプローチとWTOの判断を確認することで、論点を析出したい。

---

<sup>24</sup> このように、輸出国が自国の（低いレベルの）SPS措置を貿易相手国に対して要求する行為（あるいは国際基準の存在によって自国基準が下方へとシフトすること）は、「下方へのハーモナイゼーション（Downward Harmonization）」と呼ばれている（神山他[1992];鷺見[1996];山下[2004]）。

<sup>25</sup> USTR[2006]参照。

(第2表)

第2表には、ホルモン牛肉ケースの経緯が記してある。この成長ホルモンの安全性をめぐる国際交渉と貿易紛争は、ヨーロッパ域内の消費者不安を背景に、成長促進目的の三つの天然ホルモン（エストラジオール、プロゲステロン、テストステロン）および三つの合成ホルモン（ゼラノール、トレンボロンアセテート、メレンゲステロールアセテート）に対し、発がん性など安全性に疑問があるという理由から、(牛を含む)家畜ならびにこれらを使用した牛肉と牛肉製品の流通と輸入を、EEC 指令（81/602/EEC および 88/146/EEC）に基づき禁止したことに端を発する<sup>27</sup>。

アメリカ（およびカナダ）では、これら成長ホルモンの使用は認可しており、EC に対し大きな牛肉輸出のシェアを誇っていた。そして、これら EC 指令に基づく措置が EC 産牛肉の保護にあたるとして GATT に提訴した。しかし当時の紛争処理システムは、両国が了解しなければ設置されない制度になっていた。そこでアメリカは 1989 年 1 月 1 日以降、EC の規制に対し報復措置を発動する。通商法 301 条に基づき EU 製品（牛肉、トマト調製品、コーヒー、アルコール飲料、ペットフード等）に対して 100%の関税引き上げを行ったのである。

ちなみにウルグアイラウンドの SPS 協定を巡る交渉の中で日本は、食品の安全性の特殊性に鑑み、例外措置の設置を強く主張した。しかし、輸出国サイドの一部との対立もあり、既に述べたように、科学的（に正当な）理由が提出できる場合のみ、コーデックス基準を上回る SPS 措置を採用できることで決着した。そして、SPS 協定の設立には、成長ホルモンのめぐる米欧間の紛争およびアメリカの主張が、重要なファクターとして効いているとされる（溝口・松尾[1994];またウルグアイラウンドと農業については、ジョスリン他[2001]、山下[2000]）。

WTO において整備されたシステムのもとアメリカは、欧州委員会（EC）（WTO においては通常 EC が用いられる）を再び提訴し、1996 年 5 月 20 日にパネルが設置された。そして、アメリカは以下の 3 点を中心に、EC の成長ホルモン規制が SPS 協定上違反であることを主張した<sup>28</sup>。①EC の輸入禁止措置はリスク評価に基づいていないので、SPS 協定 5.1 条（「リスク評価」）に違反する。②衛生上の保護水準についての恣意的・不当な区別による国際貿易に対する差別または偽装された制限をもたらすので、SPS 協定 5.5 条（「適切な保護の水準」）に違反する。③EC の輸入禁止措置は国際基準であるコーデックス基準に基づいておらず、その乖離は SPS 協定 3.3 条（「例外措置」）に基づき正当化されないため、SPS 協定 3.1 条（「国際基準との調和」）に違反する。これらの点をめぐって、WTO の DSB（パネル・上級委員会）で議論が交わされた。

結論は、パネル・上級委員会ともに、EC の規制を WTO 協定違反であると判断を下している。しかし、立証責任の所在を被申立国（EC）にあるとし、厳しく国際基準へのハーモナイゼーションを示したパネルの判断に比べ、上級委員会はパネル報告を大部分修正したことは注目すべき事実である。上級委員会では、輸入サイドの SPS 措置を採用する当事国の権利

<sup>26</sup>以下のホルモン牛肉ケースの経緯に関する記述は、岩田[2004]および藤岡[2005b]、EU ([http://europa.eu.int/comm/food/food/chemicalsafety/index\\_en.htm](http://europa.eu.int/comm/food/food/chemicalsafety/index_en.htm))、国際経済法研究所

(<http://www.yukafukunaga.com/>)、農畜産業振興機構(<http://alic.lin.go.jp/>)の各 HP を参考にしている。

<sup>27</sup>例えば、1977 年以降に起きた北イタリア児童の異常な発育や、違法成長ホルモンのベビーフードへの混入および同時期に発生した BSE などが議論の高まりの原因として指摘されている。

<sup>28</sup>法学的議論についての詳細は、前掲の国際経済法研究所 HP、藤岡[2005b]を参照されたい。

を一定程度認めるとともに、主権の制限にはかなり慎重な姿勢をとっている。また、SPS 措置に必要な「科学的証拠」は、必ずしも多数派の意見である必要はなく、因果関係の説明として用いることのできる手法に対してもある程度柔軟性を持った理解を示している。ただ、上級委員会の判断において重要視されたことは、まずコーデックス基準が先に策定され、一部の成長ホルモンについて一日摂取許容量（ADI）が設定されたこと、そして、EC サイドが提出した科学的証拠の客観性があまりにも不十分であること、つまり「明確なリスク評価に基づいた SPS 措置ではなかったこと」が、EC の規制を WTO 協定に反するとした重要な決め手となった。

そして、1998 年 2 月に上級委員会報告が DSB によって採択された後、EC が DSB の裁定・勧告を履行するための期間は仲裁により 15 ヶ月（1999 年 5 月まで）と決定された。しかし、EC は期間内に履行しなかった。そのためアメリカとカナダは、DSB に対し対抗措置の承認を申請し、1999 年 7 月、DSU22.6 条に基づく仲裁によりその程度が決定され（アメリカ：1 億 1,680 万米ドル/年、カナダ：1,130 万カナダドル/年）、アメリカとカナダは 7 月 29 日以降、対抗措置（EC の特定製品に対する 100%の関税引き上げ）を実施した（いわゆる「クロス・リタリエーション」である）。

EC はリスク評価を実施し直した上で、2003 年 10 月に新たなホルモン牛肉禁止措置を施行している。EU 常設獣医委員会のリスク評価に基づき、（指令 96/22/EC を改正した）指令 2003/74/EC を採択したのである。本指令によりエストラジオールは永久に使用禁止となり、他の五つのホルモンについては引き続き科学的な根拠が解明されるまで使用禁止を決めた。EC は、この手続きにより、リスク評価が必要だとする DSB の勧告・裁定を「履行した」としてアメリカ・カナダの対抗措置を 2005 年 1 月、逆に WTO へ提訴した。翌月にパネルが設置され、現在審議中である（なお形式上二つのパネルは独立しているが、事実上同一とみなされている）。

EU は WTO の制裁措置を受けながら、自分の SPS 措置の正当性を立証するための努力を続けている。これまで、「予防原則(Precautionary Principle)<sup>29</sup>」という概念のもと、消費者の関心、安全性の利益を年面に押し出して議論を展開してきた EU であるが、WTO が求める「リスク評価」の手続きの遵守へとアプローチがシフトしている。COM(2000)を発表し、EU が予防原則に関わる態度をより柔軟化させたことについては、環境 NGO からの批判もある。これらの動向をどのように評価するかという問題はなお残るが、今後の貿易ルールと安全性問題をめぐっては、再審議されているホルモンケースの行方が重要な意味を持つことは間違いなく、GM 作物をめぐる米欧間紛争の行方とともに、そして EU の「安全性問題」に対する政策動向を注視する必要がある。

## 5.おわりに

これまで見てきたように、様々な状況や環境は異なるものの、農業輸出国であるアメリカの論理は、まさに輸出振興、自国農業市場の維持・拡大といった強者の自由貿易の利益論から形成されていたと見てよいだろう。貿易相手国の消費者が望む「食品の安全性」ですら非関税障壁であり、その障壁を取り払い、貿易を進めることで自国産業の利益を擁護しようとする農業輸出国アメリカの論理がある<sup>30</sup>。

<sup>29</sup> WTO と「予防原則」については、藤岡[2005a]、岩田[2004]。

<sup>30</sup>ここでの議論はあくまで、アメリカ「政府」を対象としている。各企業レベルや農場レベルでは、牛肉の

BSE 交渉において日本は、「ある程度」輸入制限の態度を堅持してきたが、強化される日米関係の中で寄り切られてしまった。その違いは、EU の「保護」への姿勢と比してしまうと、歴然たるものがある。ただ、EU を絶対視することは正しくない。例えば、Josling et al[1999]は、ホルモン牛肉ケースについて、アメリカーEU 間の紛争解決を困難にしている「要素」を①管理・法機構の相違②政治的相違③消費者の感度(sensitivities)④商業利益の四つに分類している。この指摘が示唆することは、EU が食品安全性問題について積極的な態度をとることができる理由（域内自給率の高さなど）の存在である。新たな「保護」の論理を展開しようとする EU に期待しつつ、様々な要素を視野にいたれた複眼的接近の必要性に留意しなければならない。

貿易ルールと安全性問題をめぐる WTO の判断として、ホルモンケースにおいてパネルと上級委員会の判断が大きく変化したという事実を確認した。その事実を、貿易と安全性の間の利益をいかに調整するかに関する WTO の貿易ルールと安全性問題の調整をめぐる「揺らぎ」として認識し、WTO 体制における「安全性問題」の取り扱いについての、一つの方向性を示した。また、他の判例（「エビ・カメパネル」、「アスベスト・パネル」）などにおいても、環境・安全性寄りの判決が下されており、WTO は環境親和的な方向へシフトしているとの評価もなされているが、総合的な評価については、現在進行形のパネルの状況に依存するため、今しばらくの時間が必要であろう<sup>31</sup>。

最後に本稿で言及することはできなかった、重要課題について述べて本稿を閉じたい。ひとつは、途上国との関係、SPS 規制のルール設定が引き起こす南北問題である。一般的に先進国では、(表示偽装などのコンプライアンス問題を含んだ) 食品の安全性に対して消費者の関心は特に高い (OECD[2002])。それゆえ、先進国の SPS 措置の水準に途上国産の貿易財が対応できないことが多い (アフリカ諸国と EU 市場の SPS 規制の関係など)。よって、先進一途上国貿易においては、SPS 措置が「輸出障壁」として大きな問題となっている。WTO ドーハ・ラウンドでは、途上国の市場アクセスが重要な政策アジェンダとして議論されているが、SPS 措置もまた同様の構図で捉えられる。この点に関しては、Roberts et al[2004]および Henson et al[2004]が詳しいが、これらにおいては、途上国への資金・技術援助およびキャパシティ・ビルディングの重要性が強調されている。アジア地域の経済統合を睨んだ場合、一つの重要な論点であるといっていよう。

もう一点は、生産・流通段階での安全性対策をいかに充実させていくか、という政策課題である。消費者団体 (例えば水原[2005]) を中心に、一連の議論を貿易・経済摩擦問題ではなく世界的 BSE 根絶と食の安全対策問題であると主張する声は、SRM 混入以前から根強い。生産・流通段階における飼料規制等の国内対策と管理体制の充実を優先させるべきとする主張は、『地球白書』(フレイヴァン編[2005])において指摘されているように、狂牛病をはじめとする感染症対策が世界共通の課題 (地球公共財) であることから正しい。京都議定書とも共通するアメリカの単独行動と国際協調の問題は困難だが、極めて重要といえる。

---

安全性を証明するため全頭検査を実施しようとする動きもある。しかしその行為に対し米農務省は圧力をかけている。例えばカンザス州の牛肉販売会社 Creekstone Farms 社は、同社が屠殺する全頭の肉牛に対して、狂牛病の検査を行おうとしたところ、これを米国農務省が阻止したため、訴訟問題へと発展している。全頭検査を行うことで、アメリカ全土で BSE 感染牛が大量に見つかることを恐れているのではという疑問も上がっている (NewYorkTimes: 2006/04/06)。この記事で示されていることは、貿易を行う「企業」と (特に WTO において) 貿易交渉および貿易ルールを決定する「国」との利害が一致しない状況である。このことは、貿易政策の決定過程の分析としても興味深い。

<sup>31</sup> Sampson[2001]もこの点を確認している。なお、ケースの詳細については、松下他[2001]。

(参考文献)

- ・ 天笠啓祐[2006]『遺伝子組み換え作物はいらない! : 広がる GMO フリーゾーン』家の光協会。
- ・ 天野明弘(2003)『環境経済研究』有斐閣。
- ・ 岩田伸人[2004]『WTO と予防原則』農林統計協会。
- ・ 神山美智子・田坂興亜・伊庭みか子[1992]『食品安全基準：ガットの落とし穴』家の光協会。
- ・ クリストファー・フレイヴァン編[2005]『地球白書 2005-2006』エコ・フォーラム 21 世紀誌、家の光協会。
- ・ 小島道一[2003]「環境保全を促進する貿易政策」寺西俊一編『新しい環境経済政策：サステイナブル・エコノミーへの道』281-312、東洋経済新報社。
- ・ 小寺彰編[2002]『転換期の WTO : 非貿易的関心事項の研究』東洋経済新報社。
- ・ 櫻井公人[2004]「お金儲けの鉄則その 3 について：少しは顔の見える国際政治経済学」『学際』11。
- ・ ジョスリン・T.E、タンガマン・S、ワーレイ・T.K. (塩飽訳) [1998]『ガット農業交渉 50 年史』農文協。
- ・ 鷲見一夫[1996]『世界貿易機関 (WTO) を斬る：誰のための「自由貿易」か』明窓出版。
- ・ バグワティ・J (北村他訳) [2004]『自由貿易への道』ダイヤモンド社。
- ・ 久野秀二[2002]『アグリビジネスと遺伝子組み換え作物：政治経済学アプローチ』日本経済評論社。
- ・ 藤岡典夫[2005a]「予防原則の意義」『農林水産政策研究』8、33-52。
- ・ 藤岡典夫[2005b]「食品安全・動物検疫措置に関する WTO 紛争事例の分析：第 1 回 EC - ホルモン牛肉事件」『農林水産政策レビュー』17、13-24。
- ・ 立川雅司・藤岡典夫編[2006]『GMO : グローバル化する生産とその規制』農文協。
- ・ FAO/WHO 編[2002]『コーデックス・アリメンタリウス FAO/WHO 国際食品規格 - 策定の基本と活用』国際食糧農業協会。
- ・ 千葉典[2004]「グローバリゼーション下の世界農産物貿易 - 1990 年代を中心に」第 63 回日本国際経済学会個別報告，慶應義塾大学。
- ・ 千葉典[2004]「アメリカの農産物貿易戦略：WTO 農業交渉を中心に」村田武編『再編下の世界農業市場』筑波書房。
- ・ 平覚[2004]「環境と貿易」『ジュリスト』No.1278,pp.78-107。
- ・ 平覚[2006]「米国産牛肉の輸入再開と WTO・SPS 協定上の争点」(独) 経済産業研究所 ([http://www.rieti.go.jp/jp/columns/a01\\_0184.html](http://www.rieti.go.jp/jp/columns/a01_0184.html))。
- ・ 田代洋一[2003]『新版農業問題入門』大月書店。
- ・ 寺西俊一[1992]『地球環境問題の政治経済学』東洋経済新報社。
- ・ 中野一新[1998]「食料調達体制の世界的統合と多国籍アグリビジネス」中野一新編『アグリビジネス論』有斐閣。
- ・ 中野一新・杉山道雄[2001]『グローバリゼーションと国際農業市場』筑波書房。
- ・ 中西準子[2004]「リスク評価とリスクマネジメントのあり方：BSE の事例研究」『思想』7月号,pp.16-35。
- ・ ナタリー・アヴェリイ、マーティン・ドレイク、ティム・ラング[1993]『コーデックスを斬る!』伊庭みか子訳・編、安全な食と環境を考えるネットワーク。
- ・ 中本悟[1999]『現代アメリカの通商政策：戦後における通商法の変遷と多国籍企業』有斐閣。
- ・ 松下満雄・清水章雄・中川淳司編[2001]『ケースブック ガット・WTO 法』有斐閣。
- ・ 松村文武・藤川清史[2004]『“国産化” の経済分析 (第 2 版)』岩波書店。
- ・ 溝口道郎・松尾正洋[1994]『ウルグアイラウンド』NHK ブックス。
- ・ 水原博子[2005]「BSE 対策と米国産牛肉の安全性」『技術と人間』5月号、31-39。

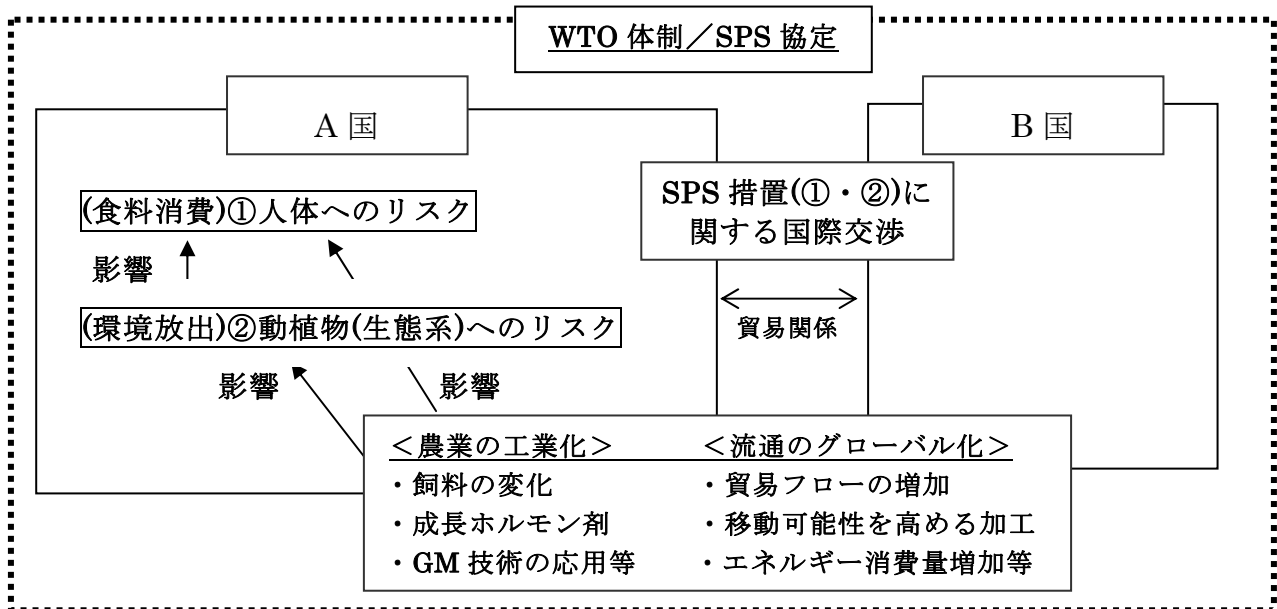
- ・ 本山美彦編著[2005]『帝国と「破綻国家」』ナカニシヤ出版。
- ・ 山川俊和[2005a]『食品安全性とハーモナイゼーションに関する国際政治経済学的考察』一橋大学経済学修士号取得論文。
- ・ 山川俊和[2005b]「グローバル化する食品安全性問題と WTO 体制：問題構造の把握」『一橋研究』30(1)、31-46。
- ・ 山川俊和[2006]「食品・農産物貿易と安全性問題への政策論的アプローチ：環境安全性パースペクティブ」 mimeo。
- ・ 山下一仁[2000]『WTO と農政改革』農文協。
- ・ 山下一仁[2004]『国民と消費者重視の農政改革』東洋経済新報社。
- ・ 渡部靖夫[2003]「遺伝子組み換え作物を巡る米・EU 貿易摩擦問題について」農林水産政策研究所。
- ・ Bhagwati, J.[2000] “On thinking clearly about the linkage between trade and the environment”, *Environment and Development Economics*, pp.485-496.
- ・ Bhagwati, J.[2004] *In Defense of Globalization*, Oxford University Press. (鈴木他訳[2005]『グローバル化を擁護する』日本経済新聞社。)
- ・ Bhagwati, J. and Shrivasan, M. [1996] “Trade and the Environment: Does Environmental Diversity Detract from the Case for free trade”, In Bhagwati and Hudec. (eds) *FAIR TRADE AND HARMONIZATION*, The MIT Press.
- ・ Buzby, C. (ed) [2003] *International Trade and Food Safety: Economic Theory and Case Studies*, USDA.
- ・ Esty, D.[2001] “Bridging the Trade-Environment Divide”, *Journal of Economic Perspectives*, Vol.15, pp.113-130.
- ・ Grossman,G. and Helpman,E.[1994] “Protection for sale” , *American Economic Review*, Vol84,pp.833-850.
- ・ Henson, S.and Caswell, J. [1999] “Food safety regulation: an overview of contemporary issues”, *Food Policy*, Vol24-6, pp.589-603.
- ・ Henson, S Loder,R Swinbank,A Bredhal,M.[2004] “How developing countries view the impact of sanitary and phytosanitary measures on agricultural exports”, Merlinda,D.L and Winters,A.(eds) *Agriculture and the New Trade Agenda Creating a Global Trading Environment for Development*, Cambridge University Press.
- ・ Josling,T Roberts,D Orden,D.[2004] *Food Regulation and Trade: Toward a Safe and Open Global System*, Institute for International Economics. (塩飽訳[2005]『食の安全を守る規制と貿易—これからのグローバル・フード・システム』家の光協会。)
- ・ Josling,T Roberts,D Hassan,A.[1999], *The Beef-Hormone Dispute and its implications for Trade Policy*, European Forum Working Paper, Stanford University September.
- ・ Martin,C.[2001] “The relationship between trade and environment regimes: What needs to Change?” in Sampson (ed).
- ・ OECD. [1994] *Environmental Effects of Trade* (環境庁地球環境部監訳 (1996)『OECD：貿易と環境 - 貿易が環境に与える影響』中央法規。)
- ・ OECD.[1999] *Food Safety and Quality: Trade Considerations*.
- ・ Rausher,M. [2005] “International trade, foreign investment, and the environment” In Maler,K-G and Vincent,J.R.(eds)*Handbook of Environmental Economics Vol.3*, North-Holland.
- ・ Rao,P.K.(2000) *The World Trade Organization and The Environment*, Palgrave Macmillan.
- ・ Roberts,D Orden,D Josling,T.[2004]“Sanitary and phytosanitary barriers to agricultural trade:

- progress, prospects, and implications for developing countries” , In Merlinda and Winters (eds).
- Sampson,G.(ed) [2001]*The Role of the World Trade Organization in Global Governance*, United Nations University Press.
  - Stanton,G.[2004] “A review of the operation of the agreement on sanitary and phytosanitary measures” In Merlinda and Winters (eds).
  - Kerr,W and Hobbs,J.[2002] “The North American-European Union Dispute Over Beef Produced Using Growth Hormones: A Major Test for the New International Trade Regime” *The World Economy*, 25,pp.283-296.
  - Leebron, D.W.[1996] “Lying Down with Procrustes: An Analysis of Harmonization Claims” In Bhagwati,J and Hudec,R. (eds), pp.41-118.
  - Strange,S.[1982],Cave! Hic Dragons: A Critique of Regime Analysis, *International Organization*,36(2), pp.479-496.
  - Strange,S.[1996] *The Retreat of the State: The Diffusion of Power in the World Economy*, Cambridge University Press.(櫻井公人訳[1998]『国家の退場』岩波書店)
  - Ansell,C and Vogel, D.[2006] *What's the Beef?: The Contested Governance of European Food Safety*, MIT Press.
  - USTR[2006] “ Japan ” in *2005 National Trade Estimate Report on Foreign Trade Barriers*,USTR.([http://www.ustr.gov/assets/Document\\_Library/Reports\\_Publications/2005/2005\\_NTE\\_Report/assetupload\\_file427\\_7478.pdf](http://www.ustr.gov/assets/Document_Library/Reports_Publications/2005/2005_NTE_Report/assetupload_file427_7478.pdf))
  - European Commision.*COMMUNICATION FROM THE COMMISSION on the precautionary principle*;COM(2000)

WTO : <http://www.wto.org>

EU : <http://ec.europa.eu>

第1図 SPS 措置をめぐる構図とその背景（出所）筆者作成



第1表 牛肉ホルモン紛争の経緯（出所）筆者作成

1981	指令 81/602/EEC（成長ホルモンの家畜への投与，投与された家畜の屠殺・販売およびその肉および肉製品の加工・販売を原則として禁止）
1988	指令 88/146/EEC，指令 88/299/EEC（六つの合成・天然の成長ホルモンの流通・輸入を禁止）。アメリカは1989年1月から報復関税をパネル設置まで続ける
1996	WTO 体制発足（SPS 協定発行），指令 96/22/EC （アメリカ）1/26 協議要請，4/25 パネル設置要請，5/20 パネル設置
1997	8/18 パネル報告
1998	1/16 上級委員会報告，2/13 パネル報告・上級委員会報告採択（EU 敗訴）。
1999	アメリカ：EU 食肉などに対し100%の報復関税適用
2003	EU 常設獣医委員会のリスク評価に基づき，（指令 96/22/EC を改正した）指令 2003/74/EC を採択。
2005	（EU）1/13（第2回）パネル設置要請，2/17 パネル設置（～議論継続中）